

きのこ原木等の購入支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年四月二十五日

参議院議長 平田健二 殿

上野通子



きのこ原木等の購入支援に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に関連して、北関東や東北地方のきのこの生産地において政府の定める新基準を上回る放射性物質が検出されるケースが相次ぎ、関連業者や自治体は対応に苦慮している。

政府はきのこの生産者が今後も事業を継続する上で必要なきのこ原木やほだ木等の購入を支援するため、関連経費の二分の一を補助する特用林産施設等体制整備事業を設けている。同事業の対象地域は特定被災地方公共団体であるが、これに含まれない自治体のきのこからも基準を上回る放射性物質が検出されている。同事業の趣旨を踏まえ、特定被災地方公共団体に含まれない地域でも公平な対応をすべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

